

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 地域政策課

不利益処分の内容		特定非営利活動法人への改善命令
根拠法令等及び条項		特定非営利活動促進法第42条
処分基準	根拠条項	特定非営利活動促進法第12条第1項第2号、第3号及び第4号
	参考事項	
	設定等年月日	平成10年 3月25日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 特定非営利活動促進法（第42条の規定）</p> <p>所轄庁は、特定非営利活動法人が法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 特定非営利活動促進法（第12条第1項第2号、第3号及び第4号の規定）</p> <p>(2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。</p> <p>(3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）</p> <p>ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体</p> <p>(4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。</p>	